

平成 29 年度 第 3 回

国民健康保険運営協議会資料

平成 30 年 2 月 1 日 (木)

午後 1 時 30 分～

鳥栖市 市民環境部 国保年金課

目 次

- | | |
|---|---|
| (1) 平成 30 年度国民健康保険税の改定について | 1 |
| (2) 第 3 期特定健診等実施計画（案）及び
第 2 期保健事業実施計画（案）について | 2 |
| (3) 平成 30 年度以降の国民健康保険運営協議会について | 3 |
| (4) その他 | 5 |

(1) 平成 30 年度国民健康保険税の改定について

平成 30 年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、国民健康保険の財政運営は、市町村単位から都道府県単位で行われることになる。

県内各市町は、県全体で国保運営に必要な経費を納付金として納付することになる。

各市町の納付金は、県全体での保険給付費など必要経費を算出し、そこから公費等を差し引いた分を、県内市町の医療費水準や所得水準等により算定される。

県は、その納付金を賄うために必要な標準保険税率を、各市町に提示することになり、各市町は標準保険税率を参考に国保税率を定めることとなる。

鳥栖市としては、平成 30 年度以降の国保財政運営の健全化のために、国保税率は標準保険税率に合わせていきたいと考えており、平成 30 年度の国保税率を、下記のとおり改定したい。

①平成 30 年度国保税率改定案

	医療分	後期分	介護分	合 計
所得割	10.62%	2.74%	2.30%	15.66%
均等割	26,046 円	7,585 円	9,184 円	42,815 円
平等割	39,507 円	9,793 円	5,152 円	54,452 円

②現行税率

	医療分	後期分	介護分	合 計
所得割	9.80%	2.80%	2.90%	15.50%
均等割	24,000 円	7,000 円	10,000 円	41,000 円
平等割	36,000 円	9,000 円	6,000 円	51,000 円

③平成 30 年度国保税率改定案と現行税率の比較（差）（①－②）

	医療分	後期分	介護分	合 計
所得割	0.82	△ 0.06	△ 0.60	0.16
均等割	2,046 円	585 円	△ 816 円	1,815 円
平等割	3,507 円	793 円	△ 848 円	3,452 円

鳥栖市国保税率の前回改定と今回改定の比較

平成 23 年度税率

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	8.40%	2.00%	2.10%	12.50%
均等割	22,000 円	6,000 円	8,000 円	36,000 円
平等割	31,500 円	7,000 円	4,500 円	43,000 円

平成 24 年度税率

	医療分	後期分	介護分	合計	H23 との差
所得割	9.60%	2.60%	2.70%	14.90%	2.40
均等割	24,000 円	7,000 円	10,000 円	41,000 円	5,000 円
平等割	36,000 円	9,000 円	6,000 円	51,000 円	8,000 円

平成 25 年度税率

	医療分	後期分	介護分	合計	H24 との差
所得割	9.70%	2.70%	2.80%	15.20%	0.30
均等割	24,000 円	7,000 円	10,000 円	41,000 円	0 円
平等割	36,000 円	9,000 円	6,000 円	51,000 円	0 円

平成 26 年度税率

	医療分	後期分	介護分	合計	H25 との差	H23 との差
所得割	9.80%	2.80%	2.90%	15.50%	0.30	3.00
均等割	24,000 円	7,000 円	10,000 円	41,000 円	0 円	5,000 円
平等割	36,000 円	9,000 円	6,000 円	51,000 円	0 円	8,000 円

平成 30 年度標準保険税率

	医療分	後期分	介護分	合計	H26 との差
所得割	10.62%	2.74%	2.30%	15.66%	0.16
均等割	26,046 円	7,585 円	9,184 円	42,815 円	1,815 円
平等割	39,507 円	9,793 円	5,152 円	54,452 円	3,452 円

◆ モデル世帯での保険税額の比較

※66歳夫：年金 80 万円、66歳妻：年金 80 万円

	国 保 税 額	前回改定時比較額	前回改定時伸率
平成 23 年度	28,300 円		
平成 24 年度	32,100 円	3,800 円増	13.43%
平成 25 年度	32,100 円	0 円増	0%
平成 26 年度	32,100 円	0 円増	0%
平成 23 年度と 26 年度の比較		3,800 円増	13.43%
平成 30 年度	34,800 円	2,700 円増	8.41%

(2) 第3期特定健診等実施計画（案）及び

第2期保健事業実施計画（案）について

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、第1期・第2期の「特定健康診査等実施計画」を策定してきた。

また、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、生活習慣病予防対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防を図るため、平成27年3月に、「鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定した。

これらの計画期間が平成29年度で終了することから、現行計画の見直しを行い、第3期特定健診等実施計画及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

また、第3期特定健診等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健診等の具体的な実施方法を定めるものであることから、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）と一体的に策定する。

計画策定期間：平成30年度から平成35年度

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
区分	保健事業実施計画					第2期保健事業実施計画					
	第2期特定健診等実施計画										
					見直し						

※平成30年1月15日から2月14日まで、パブリックコメントを実施し、市民等から広く意見を募集しています。

(3) 平成 30 年度以降の国民健康保険運営協議会について

- ① 国民健康保険法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から「鳥栖市国民健康保険運営協議会」の名称が「鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に変わる。
- ② 国民健康保険法施行令の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から委員の任期が「2 年」から「3 年」に変わる。

ただし、現委員の任期は 2 年のまま。

現委員の任期＝平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日

次期委員の任期＝平成 31 年 8 月 1 日から平成 34 年 7 月 31 日

(4) その他

① 佐賀県国民健康保険運営方針について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、佐賀県が「佐賀県国民健康保険運営方針」を策定。

<策定目的>

- 佐賀県と県内各市町が共通認識のもと、一体となつての保険者事務の実施
- 県内各市町が実施する事業の広域化及び効率化の推進

<対象期間>

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

② フレスポ健診について

- 平成30年3月4日（日）午前10時、フレスポ鳥栖1階ウェルカムコート等で特定健康診査等の集団健診を実施
午前の部 10時00分から11時30分
午後の部 13時30分から15時00分
- 完全予約制
平成30年1月25日から受付開始。
- 平成28年度も、平成29年3月5日日曜日に「フレスポ健診」を実施し、170人（うち、国保120人、協会けんぽ27人、ヘルスアップ23人）が受診。